

おくやみ ハンドブック



〈おくやみコーナー〉

ご遺族の方の区手続きに関する相談をお受けいたします。
事前にご予約いただくと必要な区の手続きをワンストップ
で行っていただくことができます。

○予約電話 **03-3546-5663**

(予約受付：平日 午前8時30分～午後4時)

※詳細はP.2をご確認ください。

ご遺族の方へ

このたびは大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族の方におかれましては、今後、葬儀などが終わったのちも、相続のほか年金や保険等、さまざまな申請や届出いただく手続きが生じてくるかと存じます。

中央区では、それらのうち、主に区へ申請・届出いただく手続きを、少しでも分かりやすく、スムーズに進められるよう「おくやみハンドブック」を作成しました。また、区役所1階に「おくやみコーナー」を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。どうぞ、ご利用ください。

目次

おくやみコーナーのご案内	P.2
来庁時の持ち物について	P.3
区役所での主な手続きチェックリスト	P.5
身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）	P.7
主な手続き	
①戸籍・住民記録	P.9
②年金	P.13
③保険	P.14
④介護	P.16
⑤高齢者	P.18
⑥障害・保健	P.20
⑦子ども	P.28
⑧特別区民税・都民税・森林環境税	P.33
⑨原付バイク	P.34
⑩その他	P.34
亡くなられた方が会社員だった場合	P.35
お墓の改葬の手続きについて	P.36
区役所以外での主な手続き一覧	P.37
相続に関する手続きチェックリスト	P.39
不動産の相続登記の申請が義務化されました	P.41
法定相続情報証明制度について	P.43
その他の相談	P.45
区民葬儀を利用したい方	P.46

おくやみコーナーのご案内

おくやみコーナーは、ご家族などの身近な方が亡くなられた際、ご遺族の方々が区役所で行う各種手続きに関する不安や負担を軽減するため、手続きの相続対応、申請書の作成補助、各種証明書の取得支援などをワンストップで行う窓口です。ひとりひとりに合ったご案内を行うために、事前にご予約をお願いします。

おくやみコーナー

●場所

中央区役所 1 階 おくやみコーナー

●日時

＜来庁者サポート（予約制）＞

火曜日・木曜日・金曜日（祝日を除く）

①午前 9 時から

②午前 10 時 30 分から

③午後 1 時から

④午後 2 時 30 分から

※ 30 分から 60 分程度かかります。

＜予約受付・相談対応＞

月曜日から金曜日（祝日を除く）

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

●予約方法

来庁希望日の 4 開庁日前までにご予約をお願いします。

・電話予約 **03-3546-5663** おくやみコーナー予約専用ダイヤル

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 30 分から
午後 4 時までにお電話ください。

・ネット予約 <https://logoform.jp/form/CxKB/okuyami>

おくやみコーナー予約サイト（24 時間受付）



予約申し込みフォーム

●おくやみコーナーでできるお手続き

おくやみハンドブック P.5-6 チェックリストをご確認ください。

●その他

- ・おくやみコーナーの利用は、亡くなられた方の住民登録地が中央区の方に限ります。
- ・お手続きによって、担当課での手続きが必要なものもあります。
- ・死亡届の情報が中央区に届いていないなど、お亡くなりになったことが予約時に区のシステムで確認ができない場合、予約日を調整させていただく可能性があります。
- ・予約なしで来庁された場合は、来庁者サポートはご利用いただけませんが、区役所での必要な窓口サービスをご案内いたします。（利用者対応中は、お待たせする場合がございます。）

来庁時の持ち物について

おくやみコーナーにお越しの際は、次のものをお持ちください。

- ☐ 以下に記載している【ご遺族の方】と【亡くなられた方】の必要な持ち物
- ☐ P.9 以降のお手続きのうち必要な手続きにかかる持ち物

ご遺族の方の必要な持ち物

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 印鑑（※朱肉を使うもの）
- ☐ 預貯金通帳 相続人・喪主などの銀行口座番号が分かるものが必要です。

※相続人などが来庁できない場合、P.4 の委任状が必要です。

亡くなられた方の必要な持ち物

- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 後期高齢者医療制度資格確認書
- ☐ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ☐ その他、中央区から交付されたものなど

本人確認書類について

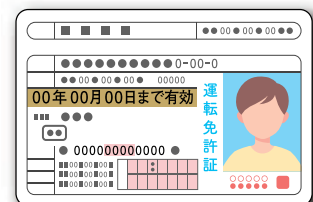
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



法律で定められた申請者（法定相続人）の方が窓口に来庁できない場合、以下の委任状をコピーしてご活用ください。
※コピーした委任状に委任者（頼む方）がすべて自署してください。
※代理人の方は、下記の委任状、ご自身の本人確認書類、おくやみコーナーにお持ちいただくものを必ずお持ちください。

委任状

中央区長宛て

委任状を記入した日 令和 年 月 日

委任者(頼む方)

住所

氏名

生年月日 大 昭 平 令 年 月 日

日中に連絡がとれる電話番号

故人

住所

氏名

生年月日 大 昭 平 令 年 月 日

委任者(頼む方)との関係

私は、次のものを代理人として、故人にかかる次の事項を委任します。

代理人(頼まれた方)

住所

氏名

委任事項

おくやみコーナーなどで行う以下の権限を委任します。

- 戸籍(除籍)全部事項証明書(戸籍(除籍)謄本)・戸籍の附票等の取得、住民票の除票の取得、世帯主変更届
- 難病患者福祉手当の未支給手当の請求
- 子ども医療証の変更・児童手当・ひとり親手当に関する手続き
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度の送付先解除申請
- 国民健康保険の世帯主変更申請

区役所での主な手続きチェックリスト (手続き事項をご確認いただき、該当ページを参照してください)

※おくやみコーナーで手続きが可能な項目には○がついています。

区分	番号	手続き事項	おくやみ コーナーで の受付	チェック	該当 ページ
① 戸籍・住民記録	1	亡くなられた方の戸籍に関する証明が必要になった方	○	☐	P.9
	2	中央区に住民票の登録をしていた方	○	☐	P.11
	3	世帯主だった方	○	☐	
	4	印鑑登録をしていた方	○	☐	P.12
	5	通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちだった方	○	☐	
② 年金	6	年金を受給していた方		☐	P.13
	7	年金を受給していない方		☐	
③ 保険	8	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた方	○	☐	P.14
	9	保険料の未納がある方(国保・後期)		☐	P.15
	10	保険料に過払いがある方(国保・後期)		☐	
④ 介護	11	65歳以上または介護認定を受けていた方	○	☐	P.16
	12	高額介護サービス費を受給していた方	○	☐	
	13	保険料の未納がある方(介護)		☐	P.17
	14	保険料に過払いがある方(介護)		☐	
⑤ 高齢者	15	おとしより介護応援手当を受給していた方	○	☐	P.18
	16	おむつ代助成を受給していた方	○	☐	
	17	一般寝台の貸与を受けていた方		☐	P.19
	18	緊急通報システムを利用していた方		☐	
	19	徘徊高齢者探索システム費用助成を受けていた方		☐	
⑥ 障害・保健	20	身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちだった方	○	☐	P.20
	21	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちだった方	○	☐	
	22	障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証など各種サービス受給者証をお持ちだった方	○	☐	P.21
	23	東京都心身障害者医療費助成の受給者証(マル障)をお持ちだった方	○	☐	P.22
	24	医療費助成制度の認定を受けていた方	○	☐	
	25	心身障害者福祉手当を受給していた方	○	☐	
	26	難病患者福祉手当を受給していた方	○	☐	P.23

区分	番号	手続き事項	おくやみ コーナーで の受付	チェック	該当 ページ
⑥ 障害・保健	27	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、東京都重度心身障害者手当を受給していた方	○	☐	P.23
	28	特別児童扶養手当または児童育成手当（障害手当）を受給していた方		☐	P.24
	29	特別児童扶養手当または児童育成手当（障害手当）の対象だった児童		☐	
	30	自動車燃料費助成、おむつ代助成、身体障害者電話料金助成	○	☐	P.25
	31	知的障害者位置情報サービス費用助成を受けていたまたは端末機を使用していた方		☐	
	32	緊急通報システムを利用していた方		☐	
	33	福祉タクシー利用券、リフト付ハイヤー利用券を受給していた方	○	☐	P.26
	34	東京都都営交通無料乗車券（磁気式）をお持ちだった方	○	☐	
	35	公害医療手帳をお持ちの方		☐	
	36	被爆者健康手帳をお持ちの方		☐	P.27
⑦ 子ども	37	子ども医療証に記載の保護者の方		☐	P.28
	38	児童手当を受給していた方		☐	P.29
	39	18歳以下の児童（児童に一定程度以上の障害がある場合、20歳未満）の保護者だった方		☐	P.30
	40	児童扶養手当、児童育成手当を受給していた方		☐	P.31
	41	保育園に通園・申し込みしている子がいる方		☐	
	42	学童クラブ・プレディを利用（利用申請）している子がいる方		☐	P.32
	43	①就学援助費または就学奨励費を受給していた方 ②これから就学援助費または就学奨励費の受給を希望する方		☐	
⑧ 特別区民税・森林環境税・都民税	44	課税されていた方		☐	P.33
	45	口座振替で納税していた方		☐	
⑨ 原付バイク	46	原付バイク（125cc以下）を所有していた方		☐	P.34
⑩ その他	47	犬を飼っている方		☐	
	48	個別に行政サービスの提供を受けている方（広報紙の個別配送など）		☐	

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (37 ページ参照) ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(39 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (40 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

中央区で必要な手続きについては 9 ページから、受付窓口と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

① 戸籍・住民記録

1 亡くなられた方の戸籍に関する証明が必要になった方

手続き詳細

死亡届を受けて戸籍に記載をします。死亡事項の記載に要する日数は、死亡届を中央区に出された場合は原則として3日後（日曜日及び閉庁日を除く）、中央区以外の区市町村に死亡届を出された場合はおおむね15日前後となります。

また、年金や相続の手続きなどで戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）が必要な場合、請求できるのは相続人にあたる方です。

※配偶者、直系血族または相続人以外の方が請求する場合は委任状が必要です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	【戸籍謄本などを取得する場合】 ☐ 本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と請求者との相続関係が確認できる資料 ※中央区の戸籍で確認できる場合は不要です。 ※代理人が請求する場合は、委任状が必要です。 ※本籍が中央区以外にある方の戸籍の取得については条件がありますので、詳しくは戸籍係へお問い合わせください。	①区民生活課 戸籍係 ☎ 03-3546-5317 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 ④晴海特別出張所 区民係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	区民生活課 戸籍係 ☎ 03-3546-5314

MEMO

戸籍の広域交付をご利用の方へ



従来、中央区に本籍地がある方についてのみ交付を行っていた戸籍謄本等に加えて他の区市町村の戸籍証明書の請求も可能となります。

どこでも

本籍地が遠くでも、お住まいや勤務先の最寄りの区市町村の窓口で請求できる！

まとめて

1か所の窓口で、ほしい戸籍がまとめて請求できる！



注 意 事 項

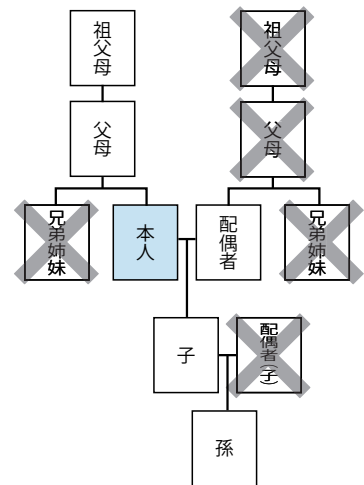
- ・請求できる戸籍証明書は、全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本、改製原戸籍謄本含む）です。
- ・戸籍抄本（個人事項証明書）、一部事項証明書、戸籍の附票、戸籍諸証明（身分証明書、独身証明書等）は広域交付の対象外です。
- ・請求できる方は、本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）に限られます。
- ・父母の戸籍から除籍したきょうだいの戸籍証明書は請求できません。
- ・請求する方が、市区町村の窓口にお越しになっていただく必要があります。
- ・郵送や代理人、委任状による請求はできません。
- ・窓口にお越しになった方は有効期限内の顔写真付き本人確認書類を提示する必要があります。

（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど）

※顔写真付きの本人確認書類であっても、学生証など認められないものもあります。

- ・本籍の正確な表示が分かっていると取得できません。不明な方は住所地で本籍・筆頭者名入りの住民票を取得するなど事前にお調べください。
- ・DV・ストーカー等支援措置対象者が在籍する戸籍は交付できません。
- ・年金用に使う場合でも有料となります。
- ・システム障害やアクセスの集中等により交付にお時間をいただいたり、交付できない場合があります。
- ・中央区以外の戸籍の記載の進捗状況については、お答えできませんので、本籍地の自治体にお問合せください。

< 本人の戸籍を請求できる方 >



手数料

- ・全部事項証明書（戸籍謄本） 1通 450円
- ・除籍全部事項証明書（除籍謄本、改製原戸籍謄本含む） 1通 750円

受付時間 平日 8:30～16:30

中央区ホームページ

受付窓口 中央区役所 1階 5番窓口
（特別出張所では受付していません。）



取得方法等、詳しくは中央区ホームページをご覧ください。
お問合せ先：区民生活課戸籍係 Tel 03（3546）5317

① 戸籍・住民記録

2 中央区に住民票の登録をしていた方

手続き詳細

死亡届を提出した区市町村を経由して住民票は除票となります。このため、住民票の除票に関する手続きはありません。ただし、亡くなられた方が世帯主であった場合は別途手続きが必要となる場合があります。また、亡くなられた方の住民票の除票が必要な場合は、死亡届の内容が住民票に反映されてから交付が可能です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	【住民票の除票を取得する場合】 ☐ 来庁される方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方との相続関係が確認できる資料 （戸籍謄本などの相続人と確認できる資料）	①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 ④晴海特別出張所 区民係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	☐ 住民票などの交付申請書（HP でダウンロード可） ☐ 請求者の本人確認書類のコピー ☐ 亡くなられた方との相続関係が確認できる資料（戸籍謄本等の相続人と確認できる資料）のコピー ☐ 手数料分の定額小為替 ☐ 返信用封筒	区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320

3 世帯主だった方

手続き詳細

亡くなられた方以外に世帯員が2名以上いる場合は、世帯主が亡くなられた日から14日以内に世帯主の変更届が必要です。手続きができるのは、亡くなられた方と同じ世帯員の方または代理人です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	☐ 届出人の本人確認書類 ※代理人による手続きの場合は、委任状と委任者の本人確認書類の写しも必要です。	①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 ④晴海特別出張所 区民係 ☎ 03-3520-8096

4

印鑑登録をしていた方

手続き詳細

亡くなられた方の印鑑登録は住民票の除票に伴い抹消となります。そのため、印鑑登録証はご返却いただくか、ご自宅で破棄をお願いします。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	☐ 亡くなられた方の印鑑登録証 (窓口で回収を希望する場合のみ)	①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 ④晴海特別出張所 区民係 ☎ 03-3520-8096

5

通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちだった方

手続き詳細

通知カードまたはマイナンバーカードについては、相続などの手続きで必要になる場合があります。(※法令上の返納義務はありません。)

なお、死亡届の提出によって、マイナンバーカードは失効します。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	☐ 亡くなられた方の通知カードまたはマイナンバーカード(窓口で回収を希望する場合のみ)	①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 ④晴海特別出張所 区民係 ☎ 03-3520-8096

② 年金

6 年金を受給していた方

手続き詳細

年金を受給していた方が亡くなると、まだ受け取っていない年金（未支給年金）が発生します。この未支給年金の請求手続きについては、受給していた年金によって必要な手続きや提出書類が異なります。

亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、各機関へお問い合わせください。手続きできるのは、亡くなった当時、亡くなられた方と生計を同じくしていた、(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他 3 親等内の親族です。請求できる順位もこのとおりです。

① 老齢基礎年金及び各種基礎年金、老齢厚生年金及び各種厚生年金を受給していた方
年金事務所にお問い合わせください。

② 各種共済年金を受給していた方
加入していた共済組合にお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	ご遺族の続柄や受給していた年金によって必要な書類が異なります。詳しくは各受付窓口にお問い合わせください。	① 中央年金事務所 ☎ 03-3543-1411(代) 音声案内 1 → 2 ② 各共済組合

7 年金を受給していない方

手続き詳細

亡くなられた方の納付状況や、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、各機関へお問い合わせください。請求できる年金によって、手続き可能な方や順位が異なります。詳しくは、各機関へお問合せください。

① 加入歴が国民年金第 1 号期間のみの方

年金係または年金事務所にお問い合わせください。

② 厚生年金に加入したことがある方、国民年金第 3 号期間のある方

年金事務所にお問い合わせください。

③ 共済組合に加入したことがある方

加入していた共済組合にお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	手続き内容によって必要な書類が異なります。詳しくは各受付窓口にお問い合わせください。	① 保険年金課年金係 ☎ 03-3546-5371 ② 中央年金事務所 ☎ 03-3543-1411(代) 音声案内 1 → 2 ③ 各共済組合

③ 保険

8 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた方

手続き詳細

- (1) 有効期限内の後期高齢者医療制度資格確認書をご返却ください。国民健康保険資格確認書については返却義務がありませんので、ご自身で破棄してください。加入者が亡くなったことにより、送付先変更の解除をご希望の場合は申請が必要です。なお、亡くなった方の資格は死亡日の翌日で自動的に喪失するため、資格喪失の届出は不要です。
- ※国民健康保険については、亡くなった方が世帯主だったときは「世帯主変更届」が必要です。
- (2) 「葬祭費」の申請ができます。期限は葬儀を行った日の翌日から2年以内です。申請できるのは、葬儀を行った方（喪主）または代理人です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口 ※世帯主変更は窓口のみとなります。	(1)について ☐ 亡くなった方の後期高齢者医療制度資格確認書 (2)について ☐ 葬儀を行ったことが分かるもの (喪主の氏名及び故人の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬はがき) ☐ 葬儀を行った方（喪主）の銀行口座番号が分かるもの ☐ 申請者の本人確認書類 ※代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。   国民健康保険 委任状 後期高齢者医療制度 委任状	(1) 資格確認書などについて 保険年金課資格係 ☎ 03-3546-5362 (2) 葬祭費について 保険年金課給付係 ☎ 03-3546-5360 【(1)(2)両方受付】 ①日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ②月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 ③晴海特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	(1) 資格確認書などについて 保険年金課資格係 ☎ 03-3546-5362 (2) 葬祭費について 保険年金課給付係 ☎ 03-3546-5360

③ 保険

9 保険料の未納がある方(国保・後期)

手続き詳細

詳細はご相談ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・電話	☐ 来庁者の本人確認書類	保険年金課 収納推進担当 ☎ 03-3546-5368

10 保険料に過払いがある方(国保・後期)

手続き詳細

保険料の還付が決定した場合、「保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書」を亡くなられた方あてに送りますので、代表相続人は還付金を請求してください。
後日指定された口座に還付します。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	☐ 代表相続人申立書 (保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書に記入)	①保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 ④晴海特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365

MEMO

④ 介護

11 65歳以上または介護認定を受けていた方

手続き詳細

介護保険被保険者証の返却が必要です。
ご家族などが手続きができます。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 介護保険被保険者証	介護保険課 介護認定係 ☎ 03-3546-5385

12 高額介護サービス費を受給していた方

手続き詳細

未支給分がある場合、振込口座の変更が必要になります。
手続きが必要な方には、後日、書類を郵送します。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	☐ 申立書 ☐ 口座振替登録依頼書 ☐ 戸籍謄本など (亡くなられた方と手続きされる方の関係が分かるもの) ※手続き内容により必要なものが異なります。	①介護保険課 事業者支援給付係 ☎ 03-3546-5377 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 ④晴海特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	介護保険課 事業者支援給付係 ☎ 03-3546-5377

MEMO

④ 介護

13 保険料の未納がある方(介護)

手続き詳細

詳細はご相談ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・電話	☐ 来庁者の本人確認書類	保険年金課 収納推進担当 ☎ 03-3546-5368

14 保険料に過払いがある方(介護)

手続き詳細

保険料の還付が決定した場合、「保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書」を亡くなられた方あてに送りますので、代表相続人は還付金を請求してください。
後日指定された口座に還付します。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	☐ 代表相続人申立書 (保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書に記入)	①保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 ④晴海特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365

MEMO

⑤ 高齢者

15 おとしより介護応援手当を受給していた方

手続き詳細

未支給分を親族が受けとるための手続きが必要な場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 申出書兼誓約書 ☐ 口座振替登録依頼書 ☐ 戸籍謄本など （亡くなられた方と手続きされる方の関係が分かるもの） ※手続き内容により必要なものが異なります。	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355

16 おむつ代助成を受給していた方

手続き詳細

未支給分を親族が受けとるための手続きが必要な場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 申出書兼誓約書 ☐ 口座振替登録依頼書 ☐ おむつ代領収書 など ※助成対象月などによって必要なものが異なります。	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

広告掲載事業者

⑤ 高齢者

17 一般寝台の貸与を受けていた方

手続き詳細

一般寝台をご返却いただくための手続きが必要です。
ご連絡ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
電話	—	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355

18 緊急通報システムを利用していた方

手続き詳細

設置機器を取り外すための手続きが必要です。
ご連絡ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
電話	—	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355

19 徘徊高齢者探索システム費用助成を受けていた方

手続き詳細

機器をご返却いただくための手続きが必要です。
ご連絡ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
電話	—	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355

MEMO

⑥ 障害・保健

20 身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちだった方

手続き詳細

身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)をご返却ください。
※ご希望により、手帳に貼付されている写真はご返却が可能です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 身体障害者手帳 ☐ 愛の手帳 ☐ 自立支援医療受給者証 (更生医療)	障害者福祉課 相談支援係 ☎ 03-3546-6032 FAX 03-3248-1322

21 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちだった方

手続き詳細

有効期限が残っている場合は、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をご返却ください。
※ご希望により、手帳に貼付されている写真はご返却が可能です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 自立支援医療受給者証 (精神通院)	①障害者福祉課 相談支援係 ☎ 03-3546-6032 FAX 03-3248-1322 ②健康推進課給付係 ☎ 03-3541-5930 ③日本橋保健センター 健康係 ☎ 03-3661-3515 ④月島保健センター 健康係 ☎ 03-5560-0765 ⑤晴海保健センター 健康係 ☎ 03-6381-2972

MEMO

⑥ 障害・保健

22

障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証など各種サービス受給者証をお持ちだった方

手続き詳細

受給者証をご返却ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 各種サービス受給者証	障害者福祉課 相談支援係 ☎ 03-3546-6032 FAX 03-3248-1322

23

東京都心身障害者医療費助成の受給者証(マル障)をお持ちだった方

手続き詳細

- ①受給者証をご返却ください。
- ②都外の医療機関を受診した方は、医療費の還付請求ができます。
手続きできるのは、亡くなられた方の親族の方などです。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	【医療費の還付請求】 ☐ 医療費領収書 ☐ マル障受給者証 ☐ 請求者の銀行などの口座番号が分かるもの ☐ 戸籍謄本 (亡くなられた方と請求者との相続関係が確認できるもの) ☐ 口座振替登録依頼書	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

MEMO

24 医療費助成制度の認定を受けていた方

手続き詳細

- (1) 難病医療費助成
 - (2) B型C型肝炎医療費助成
 - (3) 小児慢性医療費助成
 - (4) 育成医療費助成 など
- 受給者証、医療券などをご返却ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 受給者証・医療券など	①健康推進課給付係 ☎ 03-3541-5930 ②日本橋保健センター 健康係 ☎ 03-3661-3515 ③月島保健センター 健康係 ☎ 03-5560-0765 ④晴海保健センター 健康係 ☎ 03-6381-2972

25 心身障害者福祉手当を受給していた方

手続き詳細

未支給分の請求が必要になる場合があります。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 銀行などの口座番号が分かるもの ☐ 戸籍謄本などの写し・関係図 (関係性が住民票で確認できる場合は省略可) ☐ 申立書 ☐ 請求書 ☐ 口座振替登録依頼書	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

⑥ 障害・保健

26 難病患者福祉手当を受給していた方

手続き詳細

未支給分の請求が必要になる場合があります。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 申立書 ☐ 口座振替登録依頼書 ☐ 戸籍謄本などの写し (関係性が住民票で確認できる場合は省略可)	①健康推進課給付係 ☎ 03-3541-5930 ②日本橋保健センター 健康係 ☎ 03-3661-3515 ③月島保健センター 健康係 ☎ 03-5560-0765 ④晴海保健センター 健康係 ☎ 03-6381-2972

27 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、東京都重度心身障害者手当を受給していた方

手続き詳細

- ①資格喪失手続きが必要です。
 ②未支給分の請求が必要になる場合があります。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 銀行などの口座番号が分かるもの ☐ 戸籍謄本などの写し (関係性が住民票で確認できる場合は省略可)	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

MEMO

28 特別児童扶養手当または児童育成手当(障害手当)を受給していた方

手続き詳細

- ①資格喪失手続きとともに、新規認定請求が必要です。亡くなられた日から15日以内の申請の場合、亡くなられた月の翌月分から支給となります。
- ②未支給分の請求が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	【新規認定請求】 ☐ 請求者と児童の戸籍謄本 (特別児童扶養手当のみ) ☐ 身体障害者手帳、愛の手帳 (お持ちの方のみ) ☐ 請求者の銀行などの口座番号が分かるもの ☐ 請求者および対象児童のマイナンバー確認書類 【未支給分の請求】 詳しくはお問い合わせください。	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

29 特別児童扶養手当または児童育成手当(障害手当)の対象だった児童

手続き詳細

資格喪失または額改定手続きが必要です。手続きできるのは手当の受給者です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 資格喪失届	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

MEMO

⑥ 障害・保健

30 自動車燃料費助成、おむつ代助成、身体障害者電話料金助成

手続き詳細

資格喪失手続きなどが必要です。未請求の助成金がある場合、請求することができます。手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 申立書 ☐ 請求書（自動車燃料費助成、おむつ代助成のみ） ☐ 口座振替登録依頼書 ☐ 領収書 ☐ 銀行などの口座番号が分かるもの	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

31 知的障害者位置情報サービス費用助成を受けていたまたは端末機を使用していた方

手続き詳細

資格喪失手続きなどが必要です。未請求の助成金がある場合、請求することができます。手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	詳しくはお問い合わせください。	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

32 緊急通報システムを利用していた方

手続き

設置機器を取り外すための手続きが必要です。ご連絡ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
電話	—	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

33 福祉タクシー利用券、リフト付ハイヤー利用券を受給していた方

手続き詳細

福祉タクシー利用券、リフト付ハイヤー利用券をご返却ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 福祉タクシー利用券 ☐ リフト付ハイヤー利用券	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

34 東京都都営交通無料乗車券（磁気式）をお持ちだった方

手続き詳細

東京都都営交通無料乗車券（磁気式）をご返却ください。
 手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	IC カード式（PASMO）の場合は手続きが異なります。詳しくは②にお問い合わせください。	①障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322 ②都営交通 お客様センター ☎ 03-3816-5700 FAX 03-3812-7640

35 公害医療手帳をお持ちの方

手続き詳細

公害医療手帳のご返却と返還届をご提出ください。
 ※遺族補償費などの支給対象となる場合、亡くなられた日から2年以内に手続きが必要です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 公害医療手帳 ※詳しくはお問い合わせください。	健康推進課給付係 ☎ 03-3546-5400

⑥ 障害・保健

36 被爆者健康手帳をお持ちの方

手続き詳細

- ①被爆者健康手帳などをご返却ください。
 ②葬祭料の支給を申請することができます。
 手続きできるのは戸籍法の規定による死亡の届出義務者です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 被爆者健康手帳 ☐ 第一種、第二種健康診断受給者証 ☐ 各種手当証書 ☐ 死亡診断書または死体検案書 【葬祭料の支給申請】 上記に加え、 ☐ 死亡届・葬祭料支給申請書 ☐ 亡くなられた被爆者の方の住民票の除票 ☐ 葬儀を行ったことの証明 ☐ 支払金口座振替依頼書 ※詳しくは東京都保健医療局保健政策部疾病対策課（03-5320-4473）にお問い合わせください。	健康推進課給付係 ☎ 03-3541-5930

MEMO

⑦ 子ども

37 子ども医療証に記載の保護者の方

手続き詳細

保護者の変更手続きが必要です。
手続きできるのは、児童と住民票上同一世帯の方または代理人などです。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 児童の加入健康保険がわかるもの (資格確認書、資格情報のお知らせ等) もしくは児童のマイナ保険証 ☐ 子ども医療証 ※代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。	①子ども子育て支援課 子育て給付係 ☎ 03-3546-5350 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 ④晴海特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	子ども子育て支援課 子育て給付係 ☎ 03-3546-5350

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

広告掲載事業者

38 児童手当を受給していた方

手続き詳細

(1) 受給者の変更手続きが必要です。手続きできるのは、児童を養育している方です。

【期限】

亡くなられた日の翌日から 15 日以内

(2) 未支給分がある場合、請求することができます。

手続きできるのは、児童と住民票上同一世帯の方または代理人などです。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	【受給者の変更手続き】 ☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 申請者のマイナンバー確認書類 ☐ 申請者の銀行などの口座番号が分かるもの ☐ 加入健康保険がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等）もしくは児童のマイナ保険証（申請者が国家公務員共済または地方公務員等共済の組合員である場合のみ） 【未支給分の請求】 ☐ 対象児童の銀行などの口座番号が分かるもの ※代理人が請求する場合は、委任状が必要です。	① 子ども子育て支援課 子育て給付係 ☎ 03-3546-5350 ② 日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③ 月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 ④ 晴海特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	子ども子育て支援課 子育て給付係 ☎ 03-3546-5350

MEMO

39

18歳以下の児童（児童に一定程度以上の障害がある場合、20歳未満）の保護者だった方

手続き詳細

ひとり親手当等（児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成）を受けられる場合があります。

手続きできるのは、児童を養育している方です。

- ①児童扶養手当、児童育成手当…申請日の属する月の翌月分から支給
- ②ひとり親家庭等医療費助成…申請日から助成

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	【窓口】 ☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 申請者の銀行などの口座番号が分かるもの ☐ 申請者および児童の戸籍謄本（※1） （発行後1か月以内のもの、亡くなられた記載があるものに限る。） ☐ 保護者と児童の加入健康保険が分かるもの（※2）（資格確認書、資格情報のお知らせ等）もしくはマイナ保険証 ※1※2については、マイナンバーを利用した情報連携を希望しない方のみ必要。 ※その他、申請者のご事情により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。 【郵送】 詳しくはお問い合わせください。	子ども子育て支援課 子育て給付係 ☎ 03-3546-5350

MEMO

⑦ 子ども

40 児童扶養手当、児童育成手当を受給していた方

手続き詳細

未支給分がある場合、請求することができます。
手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 銀行などの口座番号が分かるもの（受取の権利がある方名義） 詳しくはお問い合わせください。 ※代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。	子ども子育て支援課 子育て給付係 ☎ 03-3546-5350

41 保育園に通園・申し込みしている子がいる方

手続き詳細

亡くなられた方により手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。
手続きできるのは、亡くなられた方と同じ世帯の方です。
代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	詳しくはお問い合わせください。	保育課保育入園係 ☎ 03-3546-5227 ☎ 03-3546-5387 ☎ 03-3546-9587

MEMO

42 学童クラブ・プレディを利用(利用申請)している子がいる方

手続き詳細

亡くなられた方により手続きが必要な場合があります。
詳しくは利用している学童クラブ・プレディにお問い合わせください。

申請方法

窓口・郵送

必要なもの

詳しくはお問い合わせください。

受付窓口

①築地学童クラブ※	⑦勝どき学童クラブ ☎ 03-3531-3250	⑬プレディプラス日本橋 ☎ 03-3668-2331	⑲プレディプラス月三 ☎ 03-3531-7251
②新川学童クラブ ☎ 03-3553-2084	⑧晴海学童クラブ ☎ 03-3534-3021	⑭プレディプラス有馬 ☎ 03-3666-3960	⑳プレディプラス豊海 ☎ 03-3534-1300
③堀留町学童クラブ ☎ 03-3661-8937	⑨プレディプラス中央 ☎ 03-3551-0522	⑮プレディプラス久松 ☎ 03-3663-7045	㉑プレディプラス晴海西 ☎ 03-3520-8552
④浜町学童クラブ ☎ 03-3669-3386	⑩プレディプラス明石 ☎ 03-3544-2860	⑯プレディプラス佃島 ☎ 03-3536-7041	㉒プレディ城東 ☎ 03-6665-6710
⑤佃学童クラブ ☎ 03-3531-7811	⑪プレディプラス京築 ☎ 03-3545-2843	⑰プレディプラス月一 ☎ 03-3531-4746	㉓プレディ常盤 ☎ 03-6665-0258
⑥月島学童クラブ ☎ 03-3533-0885	⑫プレディプラス明正 ☎ 03-3551-3673	⑱プレディプラス月二 ☎ 03-3531-1045	㉔プレディ阪本 ☎ 03-6661-7547

※改修工事中の電話番号は、区 HP をご確認ください。

43 ①就学援助費または就学奨励費を受給していた方 ②これから就学援助費または就学奨励費の受給を希望する方

手続き詳細

国公立の小学校または中学校に通っている児童生徒の保護者で所得要件などの認定要件を満たす方に対して、学用品費などを支給しています。
申請する時期により、支給金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。
手続きできるのは、国公立の小学校または中学校（就学奨励の場合は特別支援学級など）に通っている児童生徒の保護者です。

申請方法

窓口・郵送

必要なもの

☐ 申請者の本人確認書類
(マイナンバーカードの写しなど)

受付窓口

教育委員会事務局
学務課学事係
☎ 03-3546-5513

⑧ 特別区民税・都民税・森林環境税

44 課税されていた方

手続き詳細

納付が済んでいない場合（未納や未到来分）は、相続人に納税の義務が承継されるため、相続人代表者の指定が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	個別にご案内します。	税務課課税係 ☎ 03-3546-5270

45 口座振替で納税していた方

手続き詳細

口座の廃止または変更が必要です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	個別にご案内します。	税務課収納係 ☎ 03-3546-5277

MEMO

⑨ 原付バイク

46 原付バイク(125cc以下)を所有していた方

手続き詳細

廃車または名義変更の手続きが必要です。
手続きの内容により期限は異なります。詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	【窓口】 ☐ 届出者の本人確認書類 ☐ 標識（ナンバープレート） ☐ 標識交付証明書 ※手続きの内容によりその他 必要な書類があります。 【郵送】 詳しくはお問い合わせください。	税務課管理係 ☎ 03-3546-5267

⑩ その他

47 犬を飼っている方

手続き詳細

所有者の変更が必要です。
手続きできるのは新しく飼い主となられた方または代理人です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	詳しくはお問い合わせください。	生活衛生課 生活衛生事業係 ☎ 03-3546-5762

48 個別に行政サービスの提供を受けている方

手続き詳細

各担当部署にサービス提供の中止のご連絡をお願いします。
広報紙の個別配送 など

申請方法	必要なもの	受付窓口
—	各担当部署にお問い合わせください。	各担当部署

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。手続きの際は勤務先にご確認ください。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 年金請求書、故人の年金手帳または基礎年金番号通知書、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、請求者の所得の証明書、住民票、振込先口座番号の分かるものなど 【手続き先】 最寄りの年金事務所にご相談ください。

お墓の改葬の手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の墓地の管理者から墓地の使用許可証を発行してもらいます。

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書（遺骨を特定できる証明書）を発行してもらいます。（区の改葬許可申請書をご利用ください。）

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書（埋葬証明書）、墓地の使用許可証、遺骨との関係を確認できる戸籍の証明書、本人確認書類

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨の取り出し

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出し業者の依頼など詳細は墓地の管理者にお問い合わせください。

5 納骨

改葬先の墓地の管理者に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※散骨や手元供養の場合は異なります。

◇このほか、地域による風習や墓石の制限など、墓地の管理者や地域の情報を前もってお調べいただくとともに、手続きを始める前に、ご親族内で話し合われることをおすすめします。

問い合わせ先

区民生活課戸籍係

☎ 03-3546-5317

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

広告掲載事業者

区役所以外での主な手続き一覧

チェック欄☐は、該当する場合や手続きが完了した際などにお使いください。

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

広告掲載事業者

番号	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など	☑
1	生命保険 預貯金口座 クレジットカード 有価証券など	死亡保険金や入院給付金の請求、口座凍結解除の手続き、名義変更など	各契約会社・金融機関など	☐
2	固定電話・携帯電話 インターネット・ プロバイダー ケーブルテレビなど	契約継承・名義変更・解約	各契約会社など	☐
3	NHK受信料	名義変更・解約	☎ 0570-077-077	☐
4	水道（上下水道）	水道の使用中止・開始・ 名義変更、料金支払い変更 （口座振替等）	東京都水道局お客さまセンター ☎ 0570-091-100（ナビダイヤル） または、☎ 03-5326-1101	☐
5	電気・ガス料金など	名義変更・解約	領収書に記載されている 会社・営業所	☐
6	運転免許証	返納	最寄りの警察署にお問合わせください。	☐
7	パスポート	返納・失効手続き	東京都パスポート電話案内センター ☎ 03-5908-0400	☐
8	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記 ※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。詳しくは東京法務局ホームページや本冊子P.41・42をご覧ください。	管轄している法務局にお問合わせください。 東京法務局登記電話案内室 ☎ 03-5318-0261	☐
9	国民年金・厚生年金を受給していた	必要な手続きをお問合わせください。	日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165	☐
10	共済年金を受給していた	必要な手続きをお問合わせください。	加入していた共済組合	☐
11	所得税・消費税（準確定申告・納税）について	必要な手続きや申告期限などをお問合わせください。	国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901 日本橋税務署 （代表）☎ 03-3663-8451	☐
12	相続税（申告・納税）について	※国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べるができますので、ご活用ください。	京橋税務署 （代表）☎ 03-4434-0011 ※自動音声に従って「1」を選択し、国税局電話相談センター（一般相談窓口）にお問合わせください。	☐

番号	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など	☒
13	固定資産税について	相続人など新たな所有者となった方の申告(現所有者申告)、振替口座の変更	土地・家屋が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。 中央都税事務所 (代表) ☎ 03-3553-2151	☐
14	二輪車(125cc超)、自動車を所有していた	名義変更・廃車手続き	【相続人の住所が品川・世田谷ナンバー管轄の場合】 東京運輸支局 ☎ 050-5540-2030 (相続関係問い合わせコード 03121) 【相続人の住所が上記以外の場合】 相続人の住所を管轄する運輸支局等にお問い合わせください。	☐
15	軽自動車(四輪、三輪)を所有していた	名義変更・廃車手続き 	軽自動車検査協会東京主管事務所 ☎ 050-3816-3100	☐
16	在留カードまたは特別永住者証明書の交付を受けていた	在留カードまたは特別永住者証明書のご返納をお願いします。 ※中央区役所では手続きできません。 また、返納には在留カードまたは特別永住者証明書と、死亡の事実を証する書面の写し等が必要です。	返納先について 【郵送の場合】 東京出入国在留管理局おだいば分室(オンライン審査第二部門) 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 ☎ 03-3599-1068 ※郵送での返納の場合、原本は返却いたしません。 【直接持参する場合】 東京出入国在留管理局審査管理部門(2階 Dカウンター) 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 ☎ 0570-034259(部署番号210)	☐
17	東京都シルバーパスを持っていた	各バス営業所等にご返却ください。 詳細は東京バス協会にお問い合わせください。	東京バス協会 ☎ 03-5308-6950 (シルバーパス専用電話)	☐

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所（例えば、市役所の資産税課や都税事務所など）で「名寄帳（亡くなった方の保有している不動産をまとめた証明書）」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。 また、令和8年2月2日施行された「所有不動産記録証明制度」を利用することで、法務局で特定の被相続人が所有権の登記名義人として記録されている不動産について一覧的にリスト化した証明書を取得することができます。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人が確定申告書を提出しないで死亡した場合及び死亡した年分の所得税について、各々の申告書を提出しなければならないときは、その相続人が相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	相続人全員の 協議が まとまったら	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や税務署、法務局などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

「相続登記の申請の義務化」など不動産に関するルールが大きく変わりました。

●なぜ変わったの？

不動産の相続登記がなされないことにより所有者不明の土地が発生し、災害が発生した際の復興事業等の土地の円滑・適正な利用に支障が生じていました。また、所有者不明の建物の発生により、適正に管理されない空き家が増加し、治安の悪化や倒壊等のおそれが生じています。



そこで、不動産の相続による所有者の登記を義務付け、所有者不明の不動産の発生予防を図ることとなりました。

※不動産相続登記とは

土地や建物等の所有者がお亡くなりになった場合に、その土地や建物等の所有者を相続人に名義変更する手続きのことです。

●相続登記をしなかったら？

正当な理由なく、相続登記を怠ったときは、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。

令和6年4月より前に発生した相続でも、不動産の相続登記がされていないものは義務化の対象になるので、注意が必要です。

●相続人で必要な遺産分割を行い、相続登記を速やかに行ってください。

●相続登記はどこで手続きするの？

不動産の所在地の法務局（登記所）で行います。

●手続き方法は？

登記申請書を提出して、名義書き換えを行います。

- ①遺言書による相続
- ②遺産分割協議による相続
- ③法定された割合による相続

などがあり、ケースにより必要な登記や書類が異なります。

●相続登記の手続きの流れ < 法定相続分のとおり相続したケース >

ステップ 1 必要書類の取得

①相続が開始したこと及び相続人を特定するための証明書

●被相続人（亡くなった方）の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本
※ P.43 の「法定相続情報証明」を提出すれば、被相続人の戸籍・除籍謄本は不要。

●被相続人の住民票の除票または戸籍附票

●相続人の戸籍謄本

②相続人全員の住民票の写し

③登録免許税（通常は収入印紙で納付）

④委任状（代理人が申請する場合）

ステップ 2 登記申請書の作成

●法務局（登記所）に提出する登記申請書を作成します。

ステップ 3 登記申請書の提出

●不動産の所在地を管轄する法務局（登記所）に登記申請書と添付書面を提出します。

ステップ 4 登記完了

●法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付を受けます。

相続登記の申請義務化以外にも多くの変更（改正）がされました！

・住所等変更登記の義務化 （令和 8 年 4 月 1 日施行）

不動産所有者の住所・名前の変更日から 2 年以内に
簡単無料の手続き（検索用情報の申出）で義務を履行

・所有不動産記録証明制度の創設 （令和 8 年 2 月 2 日施行）

故人の所有する不動産について、登記情報システム
で検索しリスト化した証明書が取得可能に

・共有制度の見直し（令和 5 年 4 月 1 日施行） 共有物の変更・管理が円滑にできるように

・財産管理制度の見直し（令和 5 年 4 月 1 日施行） 所有者不明土地建物・管理不全状態土地建物に特化 した財産管理人を選任できるように

・相隣関係の規律の見直し（令和 5 年 4 月 1 日施行） 不明確だった隣地使用权・ライフライン設置権の明文化

・相続制度の見直し（令和 5 年 4 月 1 日施行） 特別受益及び寄与分の適用が一定の期間までに制限

・相続土地国庫帰属制度の創設 （令和 5 年 4 月 27 日施行） 一定の要件を満たす土地を国へ帰属させることが可能に

あなたと家族をつなぐ相続登記
～相続登記・遺産分割を進めましょう～

法務省ホームページ



【協力・監修／東京司法書士会中央支部】

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

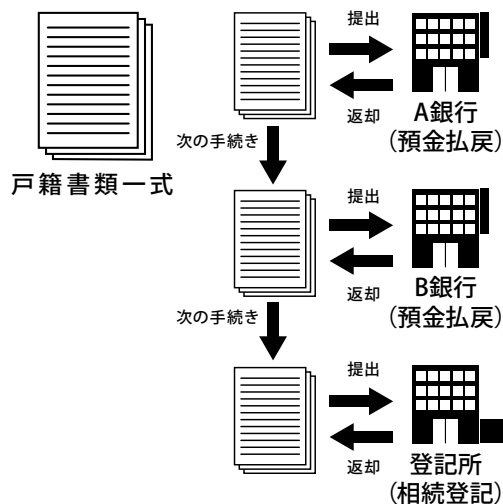
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

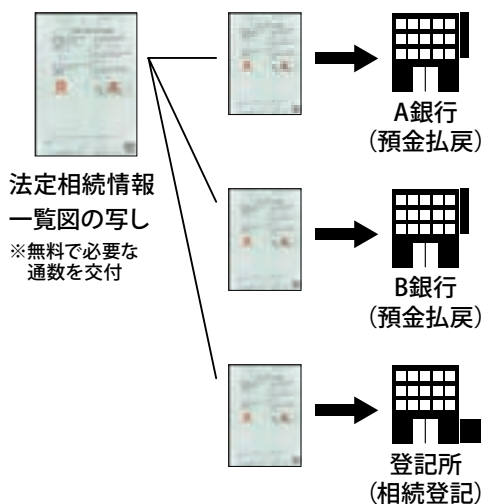
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

- 利用するケース●
- ・相続税の申告
- ・各種年金手続き
- ・不動産の相続登記
- ・被相続人名義の預金の払戻し
- ・死亡保険金の請求
- ・有価証券の口座の名義変更 など

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- STEP1 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- STEP2 法定相続情報一覧図を作成します。（※2）
- STEP3 所定の申出書（申請書）を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図は5年間保管されます。
- 2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを（右図見本）、必要な通数の交付の申出をします。
戸籍謄本などは返却されます。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

（※2）POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※3）に依頼することも可能です。

（※3）弁護士、司法書士、
土地家屋調査士、
税理士、社会保険
労務士、弁理士、
海事代理人、行政
書士



法定相続情報証明制度に関する
詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索



MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

広告掲載事業者

その他の相談

区役所1階にある区民相談室での主な相談

相談内容	実施日	時間	問い合わせ先
① 法律相談	毎週金曜日	午後1時から 午後4時 【要予約】	☎ 03-3546-9590
② 行政書士相談 東京都行政書士会中央支部	毎月第3水曜日		
③ 不動産取引相談 (公社)全日本不動産協会 東京都本部中央支部	毎月第3月曜日		
④ 土地家屋調査測量・表示登記相談 東京土地家屋調査士会千代田・ 中央支部	毎月第4木曜日		
⑤ 司法書士相談 東京司法書士会中央支部	毎月第1火曜日		
⑥ 成年後見・司法書士相談 東京司法書士会中央支部	毎月第3火曜日		
⑦ 遺言・公証相談 中央区内の各公証役場	毎月第1水曜日	午後1時から午後4時 【予約不要】	☎ 03-3546-5266
⑧ 税務相談 東京税理士会京橋支部	毎月第2・4水曜日		☎ 03-3546-5370
⑨ 年金相談 東京都社会保険労務士会 中央支部	偶数月の第4水曜日	午後1時から午後4時 【予約不要】	☎ 03-3546-5370

日本橋特別出張所・月島特別出張所・晴海特別出張所での主な相談

相談内容	場所	実施日	時間	問い合わせ先
法律相談	日本橋特別出張所	毎月第2・4水曜日	午後1時から 午後4時 【要予約】	☎ 03-3546-9590
	月島特別出張所	毎月第1・3月曜日		
	晴海特別出張所	毎月第3木曜日		
年金相談	日本橋特別出張所	5月、11月の第3水曜日	午後1時から 午後4時 【予約不要】	☎ 03-3546-5370
	月島特別出張所	7月、1月の第4水曜日		
	晴海特別出張所	9月の第3水曜日、 3月の第4水曜日		

区民葬儀を利用したい方

葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行う葬儀です。

対象者

亡くなられた方か、葬儀を行う方が 23 区内にお住まいであれば、ご利用できます。

利用方法

1. 区民葬儀取扱指定店に区民葬儀利用の申し出をする。
2. 区役所等に死亡届を提出する時に、区民葬儀券の交付を申し出て、受け取る。
3. 取扱指定店に区民葬儀券を持っていく。

利用できるもの

祭壇、霊柩車、火葬、遺骨収納容器のうち、必要なものを選択・組み合わせることができます。

- その他葬儀に必要な諸費用が別料金としてかかります。
- 詳しい内容や料金は問い合わせ先または取扱指定店にご確認ください。

区内の区民葬儀取扱指定店 (令和8年4月現在)

- 日本橋式典 住所: 中央区東日本橋1-4-3
☎ 03-6280-3344
- (株)三特興業社 住所: 中央区日本橋茅場町2-17-3
ブルーハイツ茅場町504号
☎ 03-3527-2202
- (株)グローバルケア 住所: 中央区佃3-3-3
☎ 03-5548-2170
- (有)三谷葬儀社 住所: 中央区月島3-7-7
☎ 03-3531-1390

交付窓口

- ① 区役所区民生活課戸籍係
 - ② 日本橋特別出張所区民係
 - ③ 月島特別出張所区民係
 - ④ 晴海特別出張所区民係
- 【夜間・休日】区役所本庁舎宿日直受付

特別区区民葬儀助成金について

区民葬儀を利用した方で、令和8年4月1日以降に特別区が指定する民間火葬場を利用した方に対して、助成金を支給します。詳しくはホームページをご確認ください。



区民葬儀助成
ホームページ

問い合わせ先

おくやみコーナー ☎ 03-3546-5663



区民葬儀ホームページ

MEMO

MEMO

煩雑な相続手続きをワンストップでまるごとサポート 各分野の提携専門家と連携・共同して業務を行います！

相続専門の税理士／行政書士が親身に対応いたします

生前対策についてもお気軽にご相談ください。

- ✓ 生前贈与
- ✓ 遺言書
- ✓ 家族信託
- ✓ 節税対策
- ✓ 認知症対策
- ✓ お一人様対策

こんな
お悩みは
ありませんか？

自分で手続きを進めるのが難しく、誰かに頼りたい。

信頼できる専門家やサービスが見つからず、不安がある。

相続に関する法律や手続きが複雑で理解できない。

複数の専門家がいて誰に相談したらいいのかわからない。

専門家が
まるごと代行
いたします。

相続人調査

財産調査・評価

遺産分割協議書の作成

相続税申告書の作成・提出

各種資産の名義変更、解約・払戻

※不動産の相続登記等については、提携司法書士事務所にて対応しております。

安心の事前見積り

料金体系

相続税申告業務

料金 | 165,000円(税込)～

相続手続き一括代行

料金 | 275,000円(税込)～

お客様のご都合に合わせて柔軟に対応いたします

- ✓ 夜間・休日のご相談OK(要事前予約)
- ✓ ご自宅への出張相談OK(要事前予約)
- ✓ オンライン面談ならご来所も不要
- ✓ 相見積もりのご依頼も喜んで

不安やお悩みなど些細なことでもお気軽にご相談ください！

初回60分相談無料



0120-734-806

[平日] 10:00～19:00



東京ベイ相続サポート

税理士事務所 / 行政書士法人

〒104-0051 東京都中央区佃2丁目18-4 トダ力佃コーポ 4F 都営大江戸線・東京メトロ「月島駅」4番出口から徒歩1分
税理士(東京税理士会京橋支部 登録番号143018)、行政書士(東京行政書士会中央支部 登録番号20082164) 野口 裕太



お問合せはこちら

24 時間 365 日受付

相続手続き

にお困りの方は私にお任せください。

遺産調査・整理

遺産分割協議

遺言書作成

生前贈与

成年後見



親族間で解決困難な相続問題は、
専門家にお任せください。

＼ お気軽にご相談ください。／



東京都中央区銀座 5-8-5

地下鉄銀座駅から徒歩1分程度

高下謹壺法律事務所

☎ 03-5568-6655

FAX : 03-5568-6656 <https://takashita-law.jp/>
営業時間：24 時間 年中無休



相続手続きの総合窓口として 私たちがお手伝いいたします

20年以上の
豊富な
相談実績

相続でお悩みならHOPにご相談ください



- ☑ 何から手を付けたらよいか、わからない
- ☑ 平日に休みが取れないため、手続きが進まない
- ☑ 相続した不動産を売却したい
- ☑ 相続人に認知症の方や未成年者がいる
- ☑ 相続税がかかるか心配

※各種専門業務につきましては提携した企業等と業務実施いたします



● HOPが選ばれる理由

- ① 各分野の専門家と**連携**
- ② わかりやすい**料金**体系
- ③ **土日**も相談可能
- ④ 初回相談**無料**

● 安心の相続手続きサポート

相続手続きを始めるには、銀行や証券会社から提出を求められる「相続人を確定する戸籍」や、分配漏れを防ぐ「財産の正確なリスト（目録）」の作成が不可欠です。

当窓口では、これらの**手続きに不可欠な書類の作成から、銀行などの各種手続きまで、お客様の状況に合わせて幅広くサポート**いたします。

※「相続人関係図作成」「財産目録作成」
各 税込 55,000円～

※ 相続税申告が必要な場合は、別途お見積りいたします



HOPグループ

行政書士法人HOP
税理士法人HOP

東京都中央区日本橋人形町
2-13-9

FORECAST人形町 7階

代表：小川 実 所属：東京税理士会 東京都行政書士会



まずはお気軽に
ご連絡ください



03-5614-8700

相続・事業承継 プロの知恵で遺言作成

あなたとともに 未来をデザインする

- 全ての「家族」が納得する遺言書を設計
- お世話になった方への想いを未来に形として遺す
- 経験豊富な弁護士が複数で案件を担当
- 責任をもって遺言執行を果たせる組織体制を構築
- 遺言作成・見直し・執行まで一貫サポート

どのような遺言書に
すればよいか分からない

きちんと遺言書が
執行されるように
手続きをお願いしたい

家族に会社を
継がせたいが、将来
家族間でもめないか不安

遺言書はすでに作ったが
これで大丈夫か見て欲しい

事業承継、複数の不動産など
難しい遺言書作成にも対応して欲しい



開設から30年 経験豊富な弁護士が直接ご相談に応じます



HIKARI SOGOH

ひかり総合法律事務所

第二東京弁護士会 弁護士 仲田信範 日下部克通 清水敏

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22 第1秋山ビルディング6階

事務所HP

お問い合わせは
こちら

☎03-3597-8701



相続の困りごとは、東急リバブルと プロの専任担当と一緒に解決します！

相続財産の半数近くは不動産です

マンション 一戸建 土地 収益用不動産

- 高額な相続税支払いのためのご売却
- 不動産を売却して現金を相続人で公平に分割する
- 住む予定のない相続不動産の資産活用
- 共有名義の不動産の売却方法



プロの
「相続×不動産」
診断

Legacy
税理士法人レガシィ

× 東急リバブル

無料

相続税簡易診断書
(税理士法人レガシィ作成)

相続税の簡易試算課税額の目安を提示

不動産簡易査定書^{※1}
(東急リバブル作成)

相続対象不動産の簡易査定・売却価格の
目安を提示

上記の診断結果を踏まえて、税理士法人レガシィと
当社相続サービス専任担当による無料個別相談^{※2}をご利用いただくことができます。

※1 本書は「宅地建物取引業法第34条の2第2項」価格または評価額の根拠を明らかにするために使用するものであり、鑑定評価に使用するものではありません。※2 個別相談は原則1回まで、所定の場所で開催します。



リバブル不動産買取

リバブルが買主となって
ご所有の不動産を手間なく売却できます！

仲介
手数料
無料

東急リバブルが
直接買取する

4つの
メリット

Merit
1



最短7日間で現金化！

Merit
2



周囲に知られずに
売却できます。

Merit
3



築古の建物でも現状の
まま買取可能です。

Merit
4



残置物もそのまま
片付け不要です。

※物件の条件など当社の審査によりご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。※一般廃棄物の収集運搬は、各自治体の許可事業者へ提携して行っております。

つなぐ。答えへ。未来へ。

東急リバブル



今からはじめる
シニアの
住みかえ

←ご相談はこちらの店舗に

東急リバブル株式会社 勝どきミッドセンター

携帯・スマホからもOK!
通話料無料

0120-919-248

〒104-0054 東京都中央区勝どき4丁目6-2 パークタワー勝どきミッド4階
TEL:03-6882-0109 FAX:03-6882-0111 E-mail:kachidokimid@ma.livable.jp

賃貸のご相談は、勝どきセンター/賃貸 0120-951-859



無料査定
はコチラ



国土交通大臣(12)第2611号 (一社)不動産流通経営協会会員 (一社)不動産協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

相続手続きを 司法書士 × 税理士で Wサポート!

司法書士・税理士 高柳総合事務所

相談実績多数

70年の歴史・相続相談
2,000件以上(累計)

リーズナブルな

費用体系

まるごと

おまかせも可能

まずは、
どんなことでも
ご相談ください

預貯金
解約業務

相続発生前(遺言書作成、生前贈与、成年後見など)の
ご相談もお待ちしております。

相続税
申告

相続登記

相続放棄



江東区・墨田区・中央区の相続なら地元密着で
相続に力を入れる当事務所にご相談ください。

事務所の歴史は70年、当事務所代表として25年以上の経験を活かして
お客様に寄り添うサポートをお約束いたします。

代表司法書士・税理士 高柳俊久

(東京司法書士会 墨田・江東支部 / 東京税理士会 江東西支部)



初回相談無料・完全予約制

まずはお電話にてご予約をお願いいたします。

休日・夜間相談(20:00 まで)も事前予約により対応可能です。

お気軽に
お問合せ
ください



0120-635-444

繋がらない場合は 03-3645-1688 へお電話ください。



司法書士・税理士

高柳総合事務所

Takayanagi Sogo Service

司法書士法人高柳総合事務所 / 税理士高柳総合事務所

〒135-0012 東京都江東区海辺17-4 TEL03-3645-1688(代)

営業時間 ▶▶▶ 平日 9 時 ~ 18 時 ● 休日、夜間は要相談 ●



相続・遺言に関するご相談は 東京新橋法律事務所にお任せください

相続で揉めそう、手続きが分からない、誰に聞けばいいか分からない。

そんな時こそ、弁護士の出番です。相続の相談先で迷ったら、最初にご相談ください。

相続人や相続財産を
整理したい
遺産分割協議を進めたい

相続手続きや各種
名義変更を
まとめて相談したい



遺言・遺言執行
を任せたい

遺留分・遺言無効など
相続トラブルを
相談したい

弁護士9名在籍。民事事件で培った交渉力と
各種専門家との連携で、丁寧にサポートします。

LINEからの相談は
こちらから



弁護士法人東京新橋法律事務所

東京弁護士会所属 代表弁護士 前田 祥夢
〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-33 ACN銀座8ビル3F
URL: <https://tslaw.or.jp/>

TEL 03-6281-5147



相続税申告のお手伝い 初回相談は無料です



国税庁・国税局・税務署で40年の実務経験
弁護士、司法書士等との連携も可能です



村山哲也 税理士事務所

東京税理士会神田支部所属
税理士 村山 哲也

土日祝日も事前の予約で対応します

TEL 03-5295-0870

〒101-0041
東京都千代田区神田須田町1-18-2
須田町パークビル9階

HPは
こちらから



不動産に関するご相談は 野村不動産ソリューションズ日本橋営業部へ お気軽にご相談ください！



不動産に関するパートナー—— 居住用から事業用不動産まで、不動産のことなら
野村の仲介+(PLUS)日本橋営業部 コンサルティング一課にお任せください。

我々が
チーム体制で
対応します！

チームリーダー
もとぎ たかき
茂木 宝樹



たかぎ きよたか
高城 清隆



つちだ ゆう
土田 侑



すずき りゅうのすけ
鈴木 龍之介



ふじい みさき
藤井 美咲



せこぐち
世古口 りほ



私たちは、不動産取引の
プロフェッショナルです。



私自身 居住用不動産から事業用不動産、投資用不動産の専門部署や
大手金融機関 超富裕層対応部門に在籍していた経験から、様々なお客様のニーズに
お答えしてまいりました。不動産は分割しにくい、相続前後ともに相続不動産が争族の
火種となるケースも多くございます。皆様の資産承継のアドバイスも得意分野で、
円満な継承のためのご相談も可能です。当課では居住用不動産をメインに扱う会社とは
違った角度でのご提案が可能ですので是非お気軽にご相談くださいませ。

野村の仲介+(PLUS)日本橋営業部
コンサルティング一課長

みやがわ ゆうじ
宮川 裕二



購入に
関するご相談は
コチラ



WEB
無料査定は
コチラ

野村の仲介 PLUS

日本橋営業部 コンサルティング一課

0120-691-465

TEL: 03-5202-7095
FAX: 03-5202-7097

野村不動産ソリューションズ株式会社 〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目2番6号 日本橋通り二丁目ビル11階
国土交通大臣免許 (6) 第6101号・(一社) 不動産流通経営協会会員・(公社) 首都圏不動産公正取引協議会加盟

ネットで住まい探し nomu.com

ノムコム 日本橋営業部

検索

相続・不動産の窓口として ご相談ください。

まずは、
ご不安な点を
初回無料相談で
お話しください。



専門家ネットワークで相続をサポート。

税理士

司法書士

弁護士

宅地建物取引士

「相続の手続きを何から始めればいいのかわからない…」

「手続きが多すぎて一人では抱えきれない」

弊社なら、窓口ひとつで

各専門家と連携しながら **お手続きをサポート**。

安心しておまかせいただけます。



弊社が安心して
ご相談いただける理由

複雑な相続のお悩みも、専門家との連携による

ワンストップ相談を承ります。

ひとつの窓口で安心してまかせられるから、心にも時間にもゆとりが生まれます。

相続税の支払い
が心配…

相続専門税理士の
アドバイスが
欲しい

不動産の
登記・名義変更
がしたい

権利問題
について
相談したい

相続トラブル
が起こった

遠方にいる兄弟
と相続の話が
まとまらない

不動産を
売却すべき？

相続不動産の
査定・売却を
したい

経験豊富な

提携する各分野の専門家が解決へと導きます。

ご相談内容に応じて、提携専門家への報酬や実費が別途発生する場合がございます。

まずはお電話、またはWEBで「初回無料相談希望」とお問い合わせください。



0120-32-7950

【受付時間】10:00～17:00 (土日・祝休み)

Webで
申し込む



>EXPRESS<

エクスプレス・タックス税理士法人

代表社員・税理士 佐藤和基 / 福田 晃 (東京税理士会所属)

〒100-6006 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング6階

TEL 03-3595-8221 FAX 03-3595-8222

E-mail info@expresstax.co.jp

🏠 相続されたご実家や不動産でお悩みの方へ

相続したご実家 このままで大丈夫ですか？

相続した不動産をどうするか、資産整理のうえでとても大切なテーマです。
不動産の種類によって、最適な活用方法は様々です。マーキュリーでは、今すぐ売却したいという方だけでなく、活用・保有も含めてお客様に最適な選択肢をご提案いたします。

何から始めたらいいのかわからない、手続きの仕方がわからないなどの相談だけでも大丈夫です。

よくあるお悩み



相続した実家をどうするか決められない



空家のままで管理できていない



名義変更などの手続きがわからない



兄弟姉妹で共有していて話がまとまらない



売却した場合の税金や費用が心配



マーキュリー公式キャラクター
まきゆり 麻紀百合

マーキュリーにご相談いただくメリット

※現状のまま査定・ご相談OK



古い家屋や、荷物が残っている状態でも大丈夫です。他の会社に断られてしまった物件でもまずはご相談ください。

仲介手数料不要



当社が直接買取するため仲介手数料がかりません。スピーディーなお取引が可能です。

各分野の専門家と連携



当社にご売却を決めていただくと、弁護士・税理士・司法書士など各分野の専門家が連携してサポートいたします。

秘密厳守



ご相談内容は外部に知られることはありません。秘密厳守を徹底しておりますので安心してご相談いただけます。

※一般廃棄物収集については許可事業者と提携しております。

「売却を急いでいない」「何から始めたらいいかわからない」という方も、まずはお気軽にご相談ください。

ご相談から解決までの流れ

1

お問合せ



お電話又はフォームよりお気軽にご連絡ください。

2

ご相談・現地確認



ご状況やご希望をお伺いし、現状を確認させていただきます。

3

ご提案・お見積り



最適な解決方法や査定価格をご提示いたします。

4

ご契約・お引渡し



ご納得いただけましたらご契約お引渡しまでサポートします。

相談だけでも大丈夫です！
売却前提でなくてもお気軽にご相談ください。

まずは **無料相談** からお待ちしております。

対応エリア東京 23 区



0120-450-111

受付時間／平日 9:30 ~ 20:00



WEB からのご相談はこちら
24 時間受付中！



あらゆる不動産を、価値ある未来へ
MERCURY

株式会社マーキュリー
東京都知事免許(5)第84482号

東京都港区新橋6丁目22-4
MERCURY SHINBASHI

発 行 中央区区民部区民生活課

電話 03-3546-5302

編集／制作 株式会社鎌倉新書

電話 03-6866-0885

令和 8 年（2026 年）7 月発行

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を中央区が推奨するものではありません。
広告に関するご質問等は株式会社鎌倉新書にお問い合わせください。

